

議案第108号

白山平泉寺歴史探遊館まほろばの設置及び管理に関する条例の一部改正について

白山平泉寺歴史探遊館まほろばの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和4年3月1日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

施設の使用料の一部を見直し、利用者の利便性向上を図るため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

白山平泉寺歴史探遊館まほろばの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

白山平泉寺歴史探遊館まほろばの設置及び管理に関する条例(平成 24 年勝山市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料)</p> <p>第 9 条 <u>施設等を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、別表第 1 及び別表第 2 に掲げる額の使用料を納付しなければならない。ただし、1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第 9 条 <u>まほろばの 1 時間当たりの使用料の額は、別表第 1 の区分により、使用者から徴収する。</u></p> <p>2 <u>付属設備の 1 回当たりの使用料の額は、別表第 2 の区分により、使用者から徴収する。</u></p> <p>3 <u>前項の規定による使用料は、施設等の使用後 30 日以内に納付しなければならない。</u></p> <p>4 <u>まほろばの使用申請に 1 時間未満の時間がある場合は、次に掲げる区分の使用料とする。</u></p> <p>(1) <u>使用申請時間が 30 分以下のときは、1 時間当たりの使用料の 2 分の 1</u></p>

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(使用料の還付)

第 10 条 (略)

(使用料の減免)

第 11 条 (略)

(2) 使用申請時間が 30 分を超え 1 時間未満のときは、1 時間当たりの使用料

5 使用許可を受けた時間区分を超えて使用しようとする者は、その都度使用許可を得て次に掲げる区分に従って使用料を納付しなければならない。

(1) 使用時間が 30 分以下のときは、1 時間当たりの使用料の 2 分の 1

(2) 使用時間が 30 分を超え 1 時間未満のときは、1 時間当たりの使用料

5 屋外広場の使用料について、部分使用の場合は、面積按分により使用料を算出する。

6 使用料に 10 円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。

(使用料の督促)

第 10 条 市長は、使用料を前条第 3 項の納期限までに納付しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 この条例に定めるものほか、債権の管理については、勝山市債権管理条例(平成 27 年勝山市条例第 2 号)の例による。

(使用料の還付)

第 11 条 (略)

(使用料の減免)

第 12 条 (略)

(使用者の遵守事項)

第12条 (略)

(損害賠償)

第13条 (略)

(委任)

第14条 (略)

別表第1(第9条関係)

施設基本使用料

施設名	午前		午後		夜間		全日	
	平日	土日祝日	平日	土日祝日	平日	土日祝日	平日	土日祝日
映像ホール	1,890円	2,720円	2,720円	3,250円	3,250円	3,980円	6,910円	8,280円
体験(屋内)スペース	1,050円	1,470円	1,470円	1,780円	1,780円	2,200円	3,770円	4,610円
体験(屋外)スペース	1,050円	1,470円	1,470円	1,780円	1,780円	2,200円	3,770円	4,610円
屋外広場(全面)	420円	520円	520円	630円	520円	630円	1,470円	1,780円

(使用者の遵守事項)

第13条 (略)

(損害賠償)

第14条 (略)

(委任)

第15条 (略)

別表第1(第9条関係)

施設基本使用料

単位(円)

施設名	平日		土日祝日			
	基本 営利事業、宣伝、その他これらに類する目的のために使用する 場合 勝山市民 勝山市民以外		基本 営利事業、宣伝、その他これらに類する目的のために使用する 場合 勝山市民 勝山市民以外			
映像ホール	890円	1,330円	1,780円	1,110円	1,660円	2,220円
体験スペース(屋内)	490円	730円	980円	610円	910円	1,220円
体験スペース(屋外)	390円	580円	780円	500円	750円	1,000円
屋外広場(全面)	140円	210円	280円	170円	250円	340円

別表第2(第9条関係)

付属設備基本使用料

付属設備名	単位	金額
プロジェクター(スクリーン含む。)	1回(午前、午後、夜間各回)	1,150円
屋内音響装置	1回(午前、午後、夜間各回)	630円
展示パネル	1枚(午前、午後、夜間各回)	100円

備考

1 使用時間区分

午前：午前9時から午後0時30分まで

午後：午後1時から午後5時まで

夜間：午後6時から午後9時まで

全日：午前9時から午後9時まで

2 次の各号の一に該当する場合の使用料の額は、基本使用料の額に当該各号に定める率を乗じて得た額を加算した額とする。

(1) 入場料その他これに類するもの(以下「入場料」という。)を徴収して使用する場合(この場合において、額の異なる2種類以上の入場料を徴収するときは、その平均した額を入場料の額とする。)

ア 入場料の額が100円以上300円未満のとき20パーセント

別表第2(第9条関係)

付属設備基本使用料

単位(円)

付属設備名	単位	1回当たり使用料
プロジェクター(スクリーン含む。)	1式	1,150
屋内音響装置	1式	630
展示パネル	1枚	100

(削る)

イ 入場料の額が 300 円以上 500 円未満のとき 40 パーセント
ウ 入場料の額が 500 円以上 700 円未満のとき 60 パーセント
エ 入場料の額が 700 円以上 1,000 円未満のとき 80 パーセント
オ 入場料の額が 1,000 円以上のとき 100 パーセント
(2) 入場料を徴収せず営利事業、宣伝その他これらに類する目的のために使用する場合
ア 勝山市民が使用するとき 50 パーセント
イ 勝山市民以外の者が使用するとき 100 パーセント
(3) 使用者が使用時間区分ごとにそれぞれ定められている時間を超えて使用した場合
ア 超過時間が 30 分以上 1 時間未満のとき 30 パーセント
イ 超過時間が 1 時間以上 2 時間未満のとき 50 パーセント
(4) 冷房又は暖房を使用する場合
ア 冷房を使用するとき 40 パーセント
イ 暖房を使用するとき 30 パーセント
3 屋外広場の使用料について、部分使用の場合は、面積按分により使用料を算出する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に使用の許可を受けている施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。